

茨城県報

第 7 1 4 2 号

昭和58年 5 月16日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●新規土地改良事業の審査（農地管理課）	1
●換地計画の適当決定（2件）（ " ）	2
●土地収用法に基づく事業の認定（用地課）	2
●利根川水系一級河川乙戸川の一部用途廃止（河川課）	3
●利根川水系一級河川恋瀬川の一部用途廃止（ " ）	3
●土地改良区役員の就退任（3件）（土地改良事務所）	4

（選挙管理委員会）

●昭和58年茨城県選挙管理委員会臨時会の招集	6
------------------------	---

（大規模小売店舗審議会）

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	7
--------------------------	---

公 告

●県営土地改良事業計画（農地管理課）	7
●建築許可に関する聴聞（建築指導課）	8
●開発行為の工事完了（3件）（ " ）	8
●道路位置の指定（ " ）	9
●道路位置の指定の廃止（ " ）	9

正 誤

●昭和58年 4 月21日付け茨城県報第7135号中	10
----------------------------	----

告 示

茨城県告示第792号

東茨城郡茨城町大字上石崎72番地大貫忠朔ほか39名から昭和58年 2 月17日付けで認可申請のあつた寺山地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 5 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 寺山地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 寺山地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和58年5月18日から昭和58年6月6日まで
3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第793号

昭和58年2月22日付けで認可申請のあつた下飯田地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和58年5月20日から昭和58年6月8日まで
3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第794号

昭和58年3月10日付けで認可申請のあつた神生地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和58年5月20日から昭和58年6月8日まで
3 縦覧の場所 伊奈村役場

茨城県告示第795号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和58年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 千代田村
2 事業の種類 千代田村役場書庫及び公用車車庫建設工事並びに駐車場建設工事

3 起 業 地

(1) 収 用 の 部 分 新治郡千代田村大字上土田字松本地内

(2) 使 用 の 部 分 な し

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

千代田村役場

茨城県告示第796号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は茨城県土木部河川課及び茨城県竜ヶ崎土木事務所において縦覧に供する。

昭和58年 5 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川乙戸川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和58年 5 月16日

3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位	置	種 類	数 量
稲敷郡牛久町大字久野字留池丁524番地先から同郡同町同大字字 狸穴甲2678番地先まで		土 地	5,728.02㎡

茨城県告示第797号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

昭和58年 5 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川恋瀬川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和58年 5 月16日

3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位	置	種 類	数 量
新治郡八郷町大字根古屋字下川1602番地先		土 地	1,681.64㎡

茨城県告示第798号

土浦市大字上高津字館下 464 番地に事務所を置く土浦市外十五ヶ町村土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年 5 月16日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
土浦市大字矢作832	監 事	矢 口 静 夫	
筑波郡大穂町大字大曾根96の 1	"	根 本 仙次郎	
" 豊里町大字百家55	"	坂 入 豊	
" 谷田部町大字谷田部1950	"	塚 田 好 郎	
" " 大字館野465の 2	"	宮 本 芳 明	
" 伊奈村大字大和田33	"	沼 尻 武	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡桜村大字栗原3516の 1	監 事	坂 本 文 男	
筑波郡大穂町大字玉取2225	"	塚 本 一 男	
" 豊里町大字沼崎1237	"	比 毛 政 章	
" 谷田部町大字上萱丸131	"	飯 泉 儀三郎	
" " 大字館野465の 2	"	宮 本 芳 明	
" 伊奈村大字大和田33	"	沼 尻 武	
" 谷田部町大字東丸山32	理 事	渡 邊 安 重	

茨城県告示第799号

北茨城市磯原町に事務所を置く大畑土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年 5 月16日

茨城県高萩土地改良事務所長 安 藏 忠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市関南町仁井田76	理 事	村 山 明	
" " " 88の 1	"	井 川 孝 夫	
" " " 272の 2	"	袴 塚 留三郎	

"	"	神岡下32	"	佐 川 要 造
"	"	関本下838	"	宇佐美 明
"	"	" 46	"	矢 部 昭三郎
"	"	神岡上664	"	菊 地 道 孝
"		大津町1340の2	"	鈴 木 八寿雄
"	"	2608の2	"	高 倉 重太郎
"	"	1120の1	"	星 齊
"		関南町仁井田53	監 事	渡 辺 積
"	"	関本下386	"	金 成 悦 雄
"	"	神岡下45	"	佐 藤 弘 道

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市関南町仁井田76	理 事	村 山 明	
" " 関本下1007	"	篠 原 義 智	
" " 神岡下32	"	佐 川 要 造	
" " 神岡上664	"	菊 地 道 孝	
" " 仁井田53	"	渡 辺 一 司	
" " " 538	"	篠 原 猛	
" " 関本下15	"	緑 川 貞 行	
" 大津町2608の2	"	高 倉 重太郎	
" " 1340の2	"	鈴 木 八寿雄	
" " 140の1	"	伊 藤 誠 吾	
" 関南町神岡下24	監 事	佐 藤 守 也	
" " 関本下401の2	"	大 友 義 元	
" " 里根川1の9	"	新 保 清	

茨城県告示第600号

北茨城市磯原町に事務所を置く木皿土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年5月16日

茨城県高萩土地改良事務所長 安 蔵 忠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市磯原町木皿1399	理 事	鈴 木 文 夫	

"	"	"	933	"	柴田学
"	"	"	1302	"	石山他見男
"	"	"	930の2	"	三瓶富士吉
"	"	"	920	"	柴田強兵
"	"	"	806の2	"	柴田家門
"	"	"	832	"	本田貢
"	"	"	909の1	"	平岡富男
"	"	"	799	"	木村克己
"	"	上相田299の1	監事	金長定雄	
"	"	木皿890	"	鈴木哲夫	
"	"	"	935	"	神辺須泰喜

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市磯原町木皿1238の14	理 事	平 出 謹 吾	
" " " 933	"	柴 田 学	
" " " 777の1	"	木 村 早 苗	
" " " 748	"	大久保 吉 郎	
" " " 839	"	佐 川 弘	
" " " 832	"	本 田 貢	
" " " 825	"	作 山 金司郎	
" " " 1162の2	"	久 野 倉 藏	
" " " 1399	"	鈴 木 文 夫	
" " " 1302	監 事	石 山 他見男	
" " " 1123	"	今 治 久	
" " " 680の9	"	村 山 慶 幸	

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第33号

昭和58年茨城県選挙管理委員会臨時会を次のとおり招集する。

昭和58年5月16日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

- 1 日 時 昭和58年5月23日 午後2時
- 2 場 所 茨城県議会特別会議室
- 3 議 題 参議院議員通常選挙の執行について

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第73号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商工指導課内）に到着するよう提出して下さい。

昭和58年5月16日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 真 男

- 1 届出者の氏名又は名称
有限会社 オータニ家具店
- 2 届出者の住所 北茨城市磯原本町1丁目1番地の2
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
有限会社 オータニ家具店
北茨城市磯原本町1丁目5番地の10
- 4 現在の店舗面積 683㎡
- 5 増加しようとする店舗面積
434㎡
- 6 増加部分の開店日
昭和58年9月10日

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営網掛地区土地改良事業につき計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営網掛地区土地改良事業計画書写し
 - 2 縦覧期間 昭和58年5月16日から昭和58年6月6日まで
 - 3 縦覧場所 茨城町役場
-

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第 9 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和58年 5 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和58年 5 月21日 午前10時
- 2 聴 聞 場 所 西茨城郡岩瀬町大字長方南字飯島1060— 2
- 3 聴 聞 事 項 工業専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
住宅の増築
- 4 申請者住所氏名 西茨城郡岩瀬町大字長方南字飯島1060— 2
豊 田 三 男
- 5 建築物構造規模 木造 1 階建 増築
申請延面積49.3㎡ 既存111.81㎡
- 6 敷 地 面 積 1,316.22㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 西茨城郡岩瀬町大字長方南字飯島1060— 2

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和58年 5 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡藤代町清水字屋敷浦甲439の 1, 439の 2
- 2 事業主の住所及び氏名
北相馬郡藤代町新川1321—465
なかむら興業株式会社
代表取締役 中 村 功

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
下館市大字下川島字下寺野811の 7
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市千波町1948
日産部品茨城販売株式会社
取締役社長 加 藤 啓 進

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
真壁郡関城町大字関館字大茶332の1, 同の2, 333の7, 同の8
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都港区港南1丁目6—36
新開梱包運輸株式会社
取締役社長 河 守 和 彦

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年 5 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第326号	58. 4. 25	株式会社 浦山工務店 代表取締役 浦山 平喜	稲敷郡牛久町大 字柏田3608番 672	稲敷郡牛久町大字猪子 字原 992 番 413, 同番 415, 同番449	メートル 4.00	メートル 55.60
浦土木指令 第 7 号	58. 1. 7	東成建設(株) 代表取締役 宇野沢 実	東京都足立区西 新井栄町 3 丁目 18—5	新治郡千代田村下稲吉 字向原1699—17, 37	4.00	20.10
" 第43号	58. 1. 19	山下 明	土浦市神立町 4011—237	" " " 字逆西2605—82, 87, 88, 89	4.29	34.50
" 第113号	58. 2. 10	石垣 千早	神奈川県綾瀬市 深谷5259	筑波郡大穂町花畑 1 丁 目 1—34	4.00	25.29
" 第138号	58. 2. 22	コダイラ産 業(株) 代表取締役 宇賀神 勝	東京都東和市 南街 4 丁目20— 5	新治郡千代田村下稲吉 字逆西3369—1	4.00	27.80
" 第147号	58. 2. 24	赤津 久子	新治郡千代田村 下稲吉1435—2	" " " 字芋内1614—5, 8, 9, 10, 1616—8	4.00	31.00
" 第184号	58. 3. 9	岡田 三郎	筑波郡筑波町小 田2685	" 桜村梅園 2 丁目 27—23	4.00	24.70

●道路位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた道路を次のとおり廃止した。

昭和58年 5 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 廃止年月日 昭和58年 2 月22日 浦土木指令第137—1号

2 廃止した道路の位置

新治郡千代田村大字下稲吉字逆西3369—1

3 廃止した道路の幅員及び延長

幅員 4.00メートル 延長 31.65メートル

4 申請者住所氏名

東京都東大和市南街 4 丁目20—5

コダイラ産業株式会社

代表取締役 宇賀神 勝

正 誤

●昭和58年 4 月21日付け茨城県報第7135号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から16	太 田 耕 作	太 田 耕 栄

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所